

鹿児島労働基準監督署発表  
令和8年3月13日(金)

令和8年3月13日

【照会先】

鹿児島労働基準監督署

○ 副 署 長 壺屋 明

第一方面主任監督官 井手口 真人

(電 話) 099-803-9641

報道関係者 各位

## 労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～フォークリフトの接触防止措置を講じていなかった疑い～

鹿児島労働基準監督署(署長 池濱 輝生)は、本日、枕崎市漁業協同組合及び総括参事を、労働安全衛生法違反の疑いで鹿児島地方検察庁に書類送検しました。

### 【事件の概要】

令和6年10月1日、枕崎市松之尾町に所在する荷捌施設において、走行しているフォークリフトに労働者が接触しないよう措置を講じていなかった疑い。

### 1 被疑者

- 枕崎市漁業協同組合  
所在地：鹿児島県枕崎市松之尾町  
事業内容：その他の事業
- 総括参事 A

### 2 違反条文

被疑者枕崎市漁業協同組合及び被疑者総括参事Aともに、労働安全衛生法違反

同法第20条第1号(事業者の講ずべき措置等)

労働安全衛生規則第151条の7(接触の防止)

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

### 3 災害の概要

令和6年10月1日、枕崎市松之尾町に所在する荷捌施設において、枕崎市漁業協同組合が発注し、選別作業を行っていたB会社の労働者が、枕崎市漁業協同組合の労働者Cが運転するフォークリフトに激突され、死亡する災害が発生したものです。

### 4 被疑内容

労働安全衛生法では、フォークリフトを用いて作業を行うときに、運転中のフォークリフト又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立入らせる場合は、誘導者を配置し、その者に誘導させなければならないと規定されていますが、災害発生時、B会社の労働者のみならず、枕崎市漁業協同組合の労働者についても、そのような接触防止措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

#### 【参照条文】

#### ○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

**第二十条** 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険  
（第2・3号 略）

**第一百十九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 （前略）第二十条（中略）の規定に違反した者  
（第2号～第4号 略）

**第二百二十二条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百十六条、第一百十七条、第一百十九条又は第二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

#### ○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

**第一百五十一条の二** この省令において車両系荷役運搬機械等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 フォークリフト  
（第2号以下 略）

**第百五十一条の七** 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。

(第2項略)

なお、令和7年4月1日から以下のとおり改正、施行されています。

**第百五十一条の七** 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。

(第2項略)